

**令和7年度「ちばのキラリ商品支援事業
(ニーズマッチング支援)」業務委託に係る仕様書（公募用）**

※本仕様書は、千葉県（以下「県」）が委託する令和7年度「ちばのキラリ商品支援事業（ニーズマッチング支援）」業務委託に関し、受託者を公募するために必要な基本的事項や情報を示したものであり、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書やプレゼンテーションでの質疑応答内容を踏まえた上で、改めて県が作成する。

第1 業務の趣旨、目的

県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業による県産農林水産物、鉱工業品などの地域資源を活用した商品（通称：ちばのキラリ商品）*の開発（改良）を支援するため、農林漁業者等とのマッチングを目的としたイベントを開催するとともに、地域内の連携を促進し、地域のブランド力を強化するための地域連携コーディネーターを設置し、個別マッチング、助言等を行う。（※一次産品は除く。）

第2 業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行ったうえで企画実施すること。また、農商工連携*の趣旨を理解し、県の農林水産部局等の関係機関とも連携を図りながら業務を遂行すること。

*農商工連携：農林漁業者と中小企業者がお互いの経営資源を活用して、共同で新商品の開発等に取り組むこと

1 マッチングによる商品開発・改良を促すためのイベントの開催（1回以上）

ちばのキラリ商品の開発を目指す県内中小企業者等（以下、事業者）と、県産農林水産物の加工や商品化のニーズを有する農林漁業者や観光宿泊施設、道の駅などの各種事業者（以下、農林漁業者等）とをマッチングし、両者が連携して商品の開発・改良に取り組むきっかけとなるようなイベントを開催する。

マッチングイベントの参加者は原則公募するものとする。

2 地域連携コーディネーターの配置

企業等（主に食品や旅行業界等）での商品企画・研究開発、営業等の実務経験があり、地域資源の活用に関心のある者を「地域連携コーディネーター」として配置することにより、以下に対応するための体制を整備する。

- ・1のマッチングイベントに向けてのアドバイスや開催後のフォローアップと効果検証
- ・事業者同士又は事業者と農林漁業者等との個別マッチングやネットワークの構築、その後のフォローアップと効果検証
- ・ちばのキラリ商品の開発・改良
- ・国や県等の関連する支援策の情報提供

なお、地域連携コーディネーターは2名配置し、原則として週5日勤務とする。

3 情報連絡会議への出席

事業の実施にあたっては、令和7年度「ちばのキラリ商品支援事業（販売展開支援）」との情報共有を図るための会議（県主催・月1回程度開催）に出席し、個別マッチングの状況等、業務の進捗状況について報告を行うとともに、積極的な連携を図ること。

4 広報及びPR

事業実施に係るPR等について、以下のとおり実施すること。

- (1) 事業の概要や地域連携コーディネーターへの相談窓口等を記載したチラシを作成するとともにHPに掲載し、県内事業者や農林業業者等へ周知すること。
- (2) イベント実施にあたっては、イベントの概要を記載したチラシを作成するとともにHPに掲載し、SNS等の活用によるPRの他、メディアの活用など幅広い手段を利用し、効果的な情報発信を行うこと。
- (3) 本事業の支援成果事例やちばのキラリ商品についてわかりやすくまとめた上、HPに掲載し、SNS等の活用によるPRの他、メディアの活用など幅広い手段を利用し、積極的にPRを行うこと。

上記の詳細な内容については、県と協議の上、決定すること。

5 フォローアップ

参加事業者に対して、イベントの開催ごとにアンケート等を実施し、事業に対する意見を収集するほか、事業終了前には事業全体に対する効果を確認するためのアンケート調査を実施する。

6 独自提案

上記1～5と連動し、本事業の目的をより効果的にする提案を行うこと。

なお、県では「発酵」をテーマとした取組を進めていくこととしており、本業務においても「発酵」をテーマとした具体的な提案をお願いしたい。

7 業務の目標

上記1（マッチングによる商品開発・改良を促すためのイベントの開催）及び上記2（地域連携コーディネーターの配置）によるマッチング等により、延べ150件、商品化15件のマッチング支援を目指す。

8 報告書の作成

業務の完了後、委託業務の事業内容及び成果が分かる実績報告書（様式任意、併せて県ホームページ等への掲載用データとして上記7（業務の目標）の支援成果事例をわかりやすくまとめること）を1部作成し、令和8年3月31日（火）までに県に提出すること。また、制作物については、紙媒体及び電磁的記録での納品を行う。なお、電磁的記録での納品は、納品データを用いて県ホームページ等で活用できるよう、必要なコンテンツの他、テキストデータ、画像データ等を納品する。

メディアへの露出があった場合には、その概要についてメール等で速やかに報告し、媒体の種別、日時、番組名等を一覧にしたものを提出すること。なお、雑誌等の媒体の場合は掲載物見本を提出すること。

9 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

第3 運営及び管理

1 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

2 業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

3 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

4 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及びイベント保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品等財産の取得に関わる費用は含めないものとする。

第4 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによること。

1 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、ホームページ掲載及び増刷ができるものとする。

2 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- 3 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができないこと。

第 5 個人情報に関する取扱い

本委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとする。

第 6 納入物品に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

第 7 法令遵守及び安全管理

1 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

2 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

3 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、来場者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

第 8 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

第 9 その他事項

1 再委託について

本事業の受託者は、業務の全部または一部について、県の承諾をなしに他者に再委託をすることはできない。

2 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

3 その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。